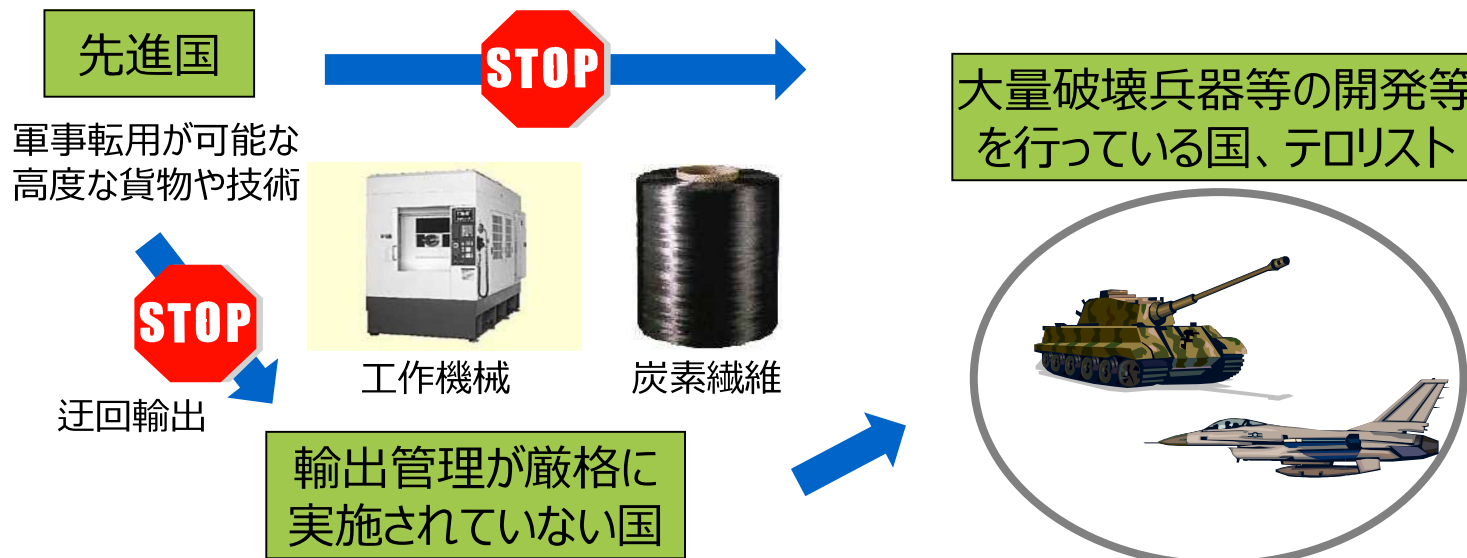


安全保障貿易管理とは

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※1や通常兵器の開発等※2を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- それらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により輸出管理等を推進。
- 我が国は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出管理等※3を実施。

目的	我が国を含む国際的な平和及び安全の維持
手段	武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等



※1「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう。

※2「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう。

※3「輸出管理等」とは、貨物の輸出及び技術の提供の管理をいう。

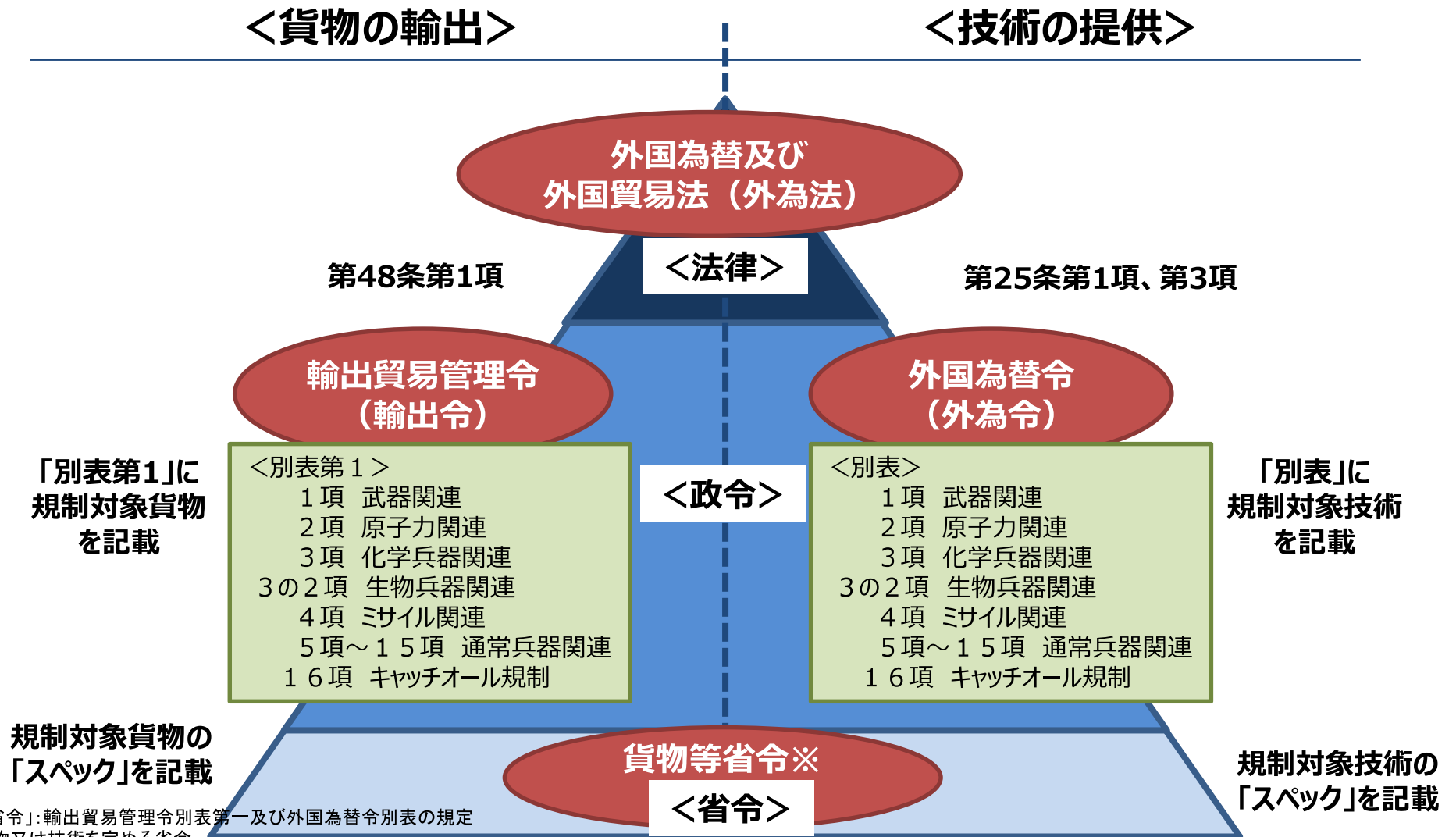
国際輸出管理レジーム

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理 レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象品目	<u>(1) 原子力専用品・技術</u> ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント <u>(2) 原子力関連汎用品・技術</u>	<u>(1) 化学兵器</u> ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 <u>(2) 生物兵器</u> ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	<u>(1) 大型のミサイル・無人航空機</u> <u>(2) 小型のミサイル・無人航空機、関連資機材・技術</u>	<u>(1) 武器</u> <u>(2) 汎用品</u> ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年 (同年)	1985年 (同年)	1987年 (同年)	1996年 (同年)
3. 参加国数	48 か国	42 か国 + EU	35 か国	42 か国
4. 参加国	<p><輸出令別表第3の国(グループA)> アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、(日本)</p>			
	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン ブラジル、メキシコ、 韓国、中国 南アフリカ	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ ウクライナ メキシコ 韓国 インド	アイスランド、トルコ、 ロシア、ウクライナ ブラジル 韓国 インド 南アフリカ	クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ、 ロシア、ウクライナ メキシコ 韓国 インド 南アフリカ

輸出令別表第3の国：輸出管理を厳格に実施していると認められることから、円滑な輸出許可手続が可能な輸出相手国（26か国）。

安全保障貿易管理制度の全体像

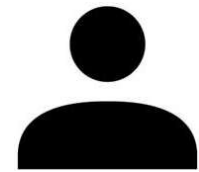
- 国際輸出管理レジームを踏まえ、外為法に基づいて貿易管理を実施。具体的には、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣の許可制となっている。



※「貨物等省令」: 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

安全保障貿易管理における規制の対象行為

<貨物>



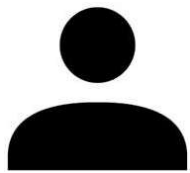
国境

許可対象 (外為法 第48条第1項)

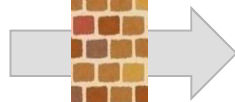


※ハンドキャリーを含む

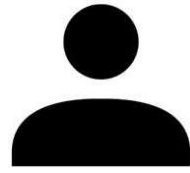
<技術>



居住者



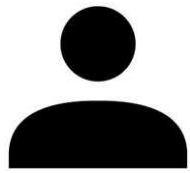
許可対象
(第25条第1項)



非居住者

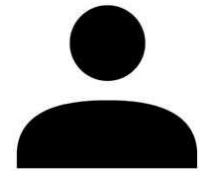


許可対象 (第25条第1項、第3項)



何人も

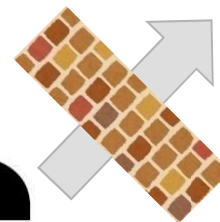
(居住者及び非居住者)



何人も



何人も



許可対象
(第25条第1項)

規制の概要

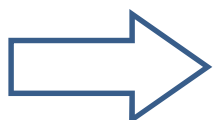
- 外為法に基づく輸出規制は、（１）リスト規制と（２）キャッチオール規制から構成されており、これらの規制に該当する技術の提供や貨物の輸出は、経済産業大臣の事前許可が必要です。

リスト規制

- ① 兵器そのもの
- ② 兵器もしくはその一部になりそうな高い性能を持つ汎用品・技術
- ③ 兵器の開発などにも利用できる高い性能を持つ汎用品・技術

キャッチオール規制

- ・ 大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制
- ・ リスト規制品に該当するもの以外（木材、食料品を除く）の技術の提供や貨物の輸出であって、その用途や需要者に兵器の開発に関する懸念がある場合



いずれかの規制に該当する場合には、経済産業大臣の事前の許可が必要

リスト規制とは

- リストに該当する貨物の輸出や技術の提供を行う場合には、輸出先や提供先がどこであるか、どのような用途で使われるかに関わらず、経済産業大臣の許可が必要
- 「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令※」に規定された仕様(スペック)に該当する場合は必ず輸出等の許可が必要
- 相手先が先進国向けであっても、許可が必要
- 海外のサテライトキャンパス向けの輸出やサテライトオフィスに勤める(元)同僚への技術提供や海外にある日本法人向けであっても許可が必要
- リスト規制に該当するか確認するため、輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。

※貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令
(=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

【参考】リスト規制一覧①

2020年1月22日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	2 測定装置 誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤 と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置 ・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レートーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化 用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式釣合試験機	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ペローズ弁	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポリジオルガノシラン・ポリシラサン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(43)	中性子発生装置			(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲアニン他

*【改正】は2020年1月22日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

【参考】リスト規制一覧②

2020年1月22日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	〈削除〉	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	15 機微品目	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(9)	〈削除〉	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式のカメラ等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	13 推進装置		(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(16)	半導体製造装置等						
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

*【改正】は2020年1月22日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

該非判定

- 提供する技術や輸出する貨物がリスト規制に該当するか、技術・貨物の具体的なスペックと最新の政省令の規定を比較して確認します。
- 経済産業省は、リスト規制対象貨物・技術をそれぞれ輸出貿易管理令別表第一・外国為替令別表の項番（1～15項）ごとに分けて一覧にした「貨物・技術の合体マトリクス表」を公表しており、Excelで検索が可能です。（URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html）

①「検索」を利用

②「ブック」を選択すると1～15項の全シートを一括検索可能。

③「列」を選択してください。
※「行」の場合、検索が一部できない場合がありますので、ご注意ください。

④「すべて検索」を押して検索してください。

名前	セル	値
kamotsu_e_kimu_matrixfile290107.xls	2項	原子力
kamotsu_e_kimu_matrixfile290107.xls	2項	原子力
kamotsu_e_kimu_matrixfile290107.xls	2項	原子力
kamotsu_e_kimu_matrixfile290107.xls	2項	原子力
kamotsu_e_kimu_matrixfile290107.xls	2項	原子力

リスト規制の注意点

1. 複数の項目によって規制される場合がある！

例1 炭素繊維

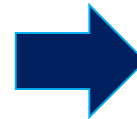


遠心分離機^①の材料、ミサイル材料、通常兵器の材料として規制！
(2項-17、4項-15、5項-18、13項-3など)

例2 工作機械



核兵器関連



2項(12)1

※2項のスペックに照らし非該当であっても
6項で該当となる可能性！

通常兵器関連



6項(2)

例3 衛星放送用のICチップウエハ

7項(1)の集積回路と、9項(7)の暗号装置の
両方の項番で規制。

リスト規制の注意点（続き）

2. **最新の規制リスト**を参照する！（原則毎年、部分的に改正）



➡ 最新のリスト改正は**2020年1月22日**施行



輸出時点における規制リストの参照が必要！

3. **部分品、附属品**にも注意！



➡ 貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されている場合には、該当品の部品や附属品を輸出する場合であっても規制される。

4. 「GPS」など、**一般的に使用されている名称がリスト記載されていない**場合がある！



4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」

～貨物等省令第3条19号～
「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ロ(略)

- ハ 衛星航法システム(全地球航法衛星システム及び地球航法衛星システムを含む。)からの電波を受信する装置であって、
次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品
(一)～(二)(略)

※経済産業省のHPにおいて「読替が必要な用語(例)」を参照できる。

読替が必要な用語（例）

- 法令に定められた用語は、学术界や一般に使用する用語とは異なる場合があります。
- 検索漏れにより無許可輸出を行うことのないよう注意が必要です。
- 経済産業省は、「読替が必要な用語（例）」を公表しています。

(URL: <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/kensaku-yougo.xls>)

	法令上の用語	一般的に用いられる用語の例
ア行	アイソスタチックプレス	高圧常温型圧縮成型機
	遠心力式釣合試験機	遠心力式バランス測定機
カ行	軍用航空機	戦闘機・攻撃機・偵察機
	原子周波数標準器	原子時計
	工作機械	マシンツール、マシニングセンター
サ行	周波数変換器	インバータ
	軸受	ベアリング
	集積回路	I C
	真空ポンプ	バキュームポンプ
	人造黒鉛	グラファイト
	水中探知装置等	ソナー

サ行	ストリーク・フレーミングカメラ	超高速光検出器
	測定装置	センサー
タ行	炭素繊維	カーボンファイバー
	直流電源装置	バッテリー
	超電導	超伝導
	電子計算機	コンピュータ
ナ行	ネットワークアナライザー	高周波回路測定器
ハ行	反応器	リアクター
	弁	バルブ
マ行	無人航空機	UAV
ラ行	ロケット用アビオニクス装置	ロケット用GPS
	レジスト	保護膜

大量破壊兵器キャッチオール規制

- 提供しようとする技術や輸出しようとする貨物がリスト規制に該当しない場合でも、技術や貨物の用途や需要者を確認し、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要です。
- リスト規制に該当しない全品目(ただし、食料品、木材等は除く。)が対象。低スペックでリスト規制に該当しなかった品目も含む。「おそれの強い貨物例」掲載の貨物や関連技術については、特に注意が必要
- 相手先が輸出令別表第3の国(輸出管理を厳格に実施している26カ国)の場合には、キャッチオール規制の許可は不要
- 相手先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否かを確認(用途確認)
- 相手先等が大量破壊兵器等の開発等を行う(行っていた)か否かを確認(需要者確認)。まずは、「外国ユーザーリスト」掲載機関でないか確認
- 用途確認、需要者確認の結果、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかでない場合及び経済産業省から許可が必要な旨通知された場合は、経済産業大臣の許可が必要

(参考1) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	
9. フィラメントワインディング装置	
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	
12. 振動試験装置	
13. 遠心力釣り合い試験器	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線口ボット	核兵器、ミサイル
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	
25. プリプレグ製造装置	

品目	懸念される用途
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	
30. クレーン車	生物兵器
31. 密閉式の発酵槽	
32. 遠心分離機	
33. 凍結乾燥機	ミサイル、化学兵器
34. 耐食性の反応器	
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、生物・化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	
41. N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名フェンタニル)(437-38-7)、N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メキシメチル)-4-ピペリジル]プロピオンアニリド(別名アルフェンタニル)(71195-58-9)、メチル=1-フェネチル-4-(N-フェニルプロパンアミド)ピペリジン-4-カルボキシラート(別名カルフェンタニル)(59708-52-0)、1-(2-メキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン-4-カルボン酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)(132875-61-7)、N-[4-(メキシメチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ピペリジル]プロピオンアニリド(別名スフェンタニル)(56030-54-7)	化学兵器

※34から38のミサイルは2012年4月1日より追加。

➤ 輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。

➤ 外国ユーザーリスト掲載企業に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用。

(参考2)大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 ～シリア向けの場合～ 2020年5月8日施行

以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要あり！

品目	懸念される用途	品目	懸念される用途	
1. ドラフトチャンバー	化学兵器	13. 塩素-アルカリ電解槽(水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。)	化学兵器	
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器	14. チタン電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの		
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器	15. ニッケル電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの		
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	生物兵器	16. チタン-ニッケルのバイポーラ電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの		
5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)		17. アスベストの隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの		
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス		18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの		
7. バッチ式遠心分離機	生物兵器	19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの		
8. 発酵槽		20. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの		
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11.を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器	21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-dimethyl-1-butene (558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-dimethylpropylchloride(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-chloro-3-methylbutane(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、プロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6) 他		化学兵器
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器			
11. 真空ポンプ又はその部分品	化学兵器			
12. 化学物質の分析装置、検知装置等				

(注)3. ～5. 及び21. の()の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

(参考3) 外国ユーザーリスト 2020年5月14日改正

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注) 外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

国別の掲載
企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	10
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	215
インド	3
エジプト	2
北朝鮮	143
シリア	20
台湾	1
中国	69
パキスタン	62
香港	7
レバノン	9
合計	546

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Al Qaeda ▪ Islamic Salvation Foundation ▪ The Base ▪ The Group for the Preservation of the Holy Sites ▪ The Islamic Army for the Liberation of Holy Places ▪ The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders ▪ Usama Bin Laden Network ▪ Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ FOUNDATION FOR CONSTRUCTION ▪ NATION BUILDING ▪ RECONSTRUCTION FOUNDATION ▪ RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY ▪ RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH ▪ UMMAH TAMEER I-NAU ▪ UMMAH TAMIR E-NAU ▪ UMMAH TAMIR I-NAU ▪ UMMAT TAMIR E-NAU ▪ UMMAT TAMIR-I-PAU 	核 N

545	イエメン Republic of Yemen	Houthi		ミサイル M
546	イエメン Republic of Yemen	Al-Swari Trading and Import Co.	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Alswari Trading & Import Co ▪ Al-Swari Group for Rubber Manufacturing ▪ Hashem Brothers for International Trading 	ミサイル M

通常兵器キャッチオール規制

- 提供しようとする技術や輸出しようとする貨物がリスト規制に該当しない場合でも、技術や貨物の用途を確認し、通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要です。
- リスト規制に該当しない全品目（ただし、食料品、木材等は除く。）が対象。低スペックでリスト規制に該当しなかった品目も含む
- 相手先等において、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるか否かを確認（用途確認）
- 用途確認が必要な提供先・輸出先は、国連武器禁輸国・地域^{注1}
- 経済産業省から許可が必要な旨通知された場合^{注2}は、経済産業大臣の許可が必要

注1) 国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2対象地域)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

注2) 経産大臣の通知は、国連武器禁輸国・地域のほか、輸出令別表第3を除く全ての国（イラン、シリア、中国、ロシア等）が対象

(参考)通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. ニッケル合金又はチタン合金	通常兵器
2. 焼結磁石	
3. 2.に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリーノルマルブチルを含むもの	
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維	
6. 軸受又はその部分品	
7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。) ハ 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)	
8. 二次セル	
9. 波形記憶装置	
10. 電子部品実装ロボット	
11. 電子計算機又はその部分品	
12. 伝送通信装置又はその部分品	
13. フェーズドアレーアンテナ	
14. 通信妨害装置又はその部分品	
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置	
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置	
17. センサー用の光ファイバー	
18. レーザー発信器又はその部分品	

品目	懸念される用途
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品	通常兵器
20. 重力計	
21. レーダー又はその部分品	
22. 加速度計又はその部分品	
23. ジャイロスコープ又はその部分品	
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品	
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは経路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計	
26. 水中用のカメラ又はその附属装置	
27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	
29. ガスタービンエンジン又はその部分品	
30. ロケット推進装置又はその部分品	
31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
32. 航空機又はその部分品	
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品	
34. フラッシュ放電型のエックス線装置	

違反に対する罰則

規制対象となる貨物・技術を、**許可を取らずに輸出・提供**してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

- ・ 懲役：10年以下
- ・ 罰金：（個人）：3000万円以下
（法人）：10億円以下

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が3000万円又は10億円を超える場合は大きい方

平成29年度改正
で罰則強化！

法律以外の影響も甚大！

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など

行政制裁

- ・ 3年以内の、貨物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 輸出入を禁止された個人が、別法人で禁止された輸出入を行うことを禁止

経済産業省からの
違反企業に対する
警告

注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書(原則非公表)等対応もある。

大学や研究機関にとっての輸出管理とは

輸出管理(安全保障貿易管理)とは、軍事転用可能な高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等を開発等している国などに渡らないよう、これらの貨物や技術を管理すること。



- 大学・研究機関にとっての「輸出管理」とは、

平和利用のための自由な研究環境を確保するための基盤として、研究成果や研究資機材が大量破壊兵器等の懸念活動に利用されないように「貨物の輸出」や「技術の提供」を管理すること。

※大学・研究機関にとっては、技術提供の機会が多いため、「技術は一度提供されれば取り返しがない」との自覚を持ち、その管理には十分注意を払う必要がある。

体制整備や安全保障貿易管理への大きな勘違い

- 教員や職員が手続や管理体制の整備を行わない理由に勘違いが多くみられます。
- 軍事研究を行っているかどうかや、主観的にリスクが低いと判断することは、管理を行わない理由となりません。
- 大学の基本方針や法令を正しく理解し、意図しない技術流出が発生しないよう取組む必要があります。

教員



軍事技術の研究を行っていないから、管理の対象外である。

論文の内容（公知の技術）しか提供しないので、手続の必要がない。

職員



国際交流協定校の留学生しか受け入れていないので管理の必要が無い。

安全保障貿易管理上の管理が必要な教員はほとんどいないのでリスクが低い。

どのような機会に輸出管理が必要となるか

- 様々な場面で輸出等が発生、懸念用途への転用リスクには十分注意。
- 貨物の輸出、技術の提供時、外為法上の許可が必要なケースがある。

技術提供等の機会	具体例	主な注意点
留学生・外国人研究者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与に伴う提供 ○研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○再提供の可能性 ○帰国時の持ち出し ○外国ユーザーリスト
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与に伴う提供 ○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○商品開発の狙い ○外国ユーザーリスト
研究試料等の持ち出し、海外送付	<ul style="list-style-type: none"> ○サンプル品の持ち出し、海外送付 ○自作の研究資機材を携行、海外送付 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○外為法上の「貨物」 ○外為法上の「技術」
外国からの研究者の訪問	<ul style="list-style-type: none"> ○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○公知の技術 ○再提供の可能性
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none"> ○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○公知の技術